

# 「わな特区」の制度と活用

～「わな特区」を活用して地域ぐるみで取り組む獣害対策～

鶴田正一（新城設楽農林水産事務所農業改良普及課）

【平成26年5月15日掲載】

## 【要約】

狩猟免許を持たない農業者もわなを設置できる環境省の「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(以下「わな特区）」の取り組みが、平成24年度より特区での実施から全国展開となり、狩猟者人口の底上げや獣害被害の減少が期待されている。

こうした中、豊根村では、わな特区に取り組み、行政、地元猟友会及び集落住民との連携により成果を上げている。

### 1 はじめに

愛知県の北東端、豊根村の通称「わな特区」は、狩猟免許を持たない農業者も、猟師と協力して獣害被害を抑える手法の先進地として注目されている。わな特区は、狩猟免許を持つ人の指導の下で、免許を持たない農業者が協力して有害鳥獣を捕獲する仕組みで、豊根村では平成21年7月から特区を活用した地域ぐるみの捕獲活動として開始した。

地域ぐるみの対策は短期間で大きな成果を上げ、平成24年度からのわな特区の全国展開に道を開いたとも言われる。

### 2 豊根村の「わな特区」

豊根村は、長野県と静岡県に接し、面積の93%が山林で覆われる中山間地である。狩猟も盛んで、地元の猟友会に所属するわな免許所持者は37人、銃免許所持者33人である。一方、高齢化でわな免許所持者が減少しているのに加え、シカが農作物を荒らす夜間は銃による狩猟ができないため、農作物への被害増加に苦慮していた。

そこで豊根村が取り組んだのが、「わな特区」である。わな免許を持つリーダーととめ刺しのために銃免許を所持するサブリーダーの下に、自らの農地にわな（くくりわな）を設置する複数の農家をグループ化する。参加を希望する農家は村が実施する安全講習会を受講し、わなを村から借用する。講習会では、わなの構造や錯誤捕獲時の外し方など実践的な内容となっている。

リーダーの指導の下ならば農家によるわなの設置も可能だが、豊根村では、経験を必要とするわなの設置はリーダーが行い、農家は毎日の見回りを行うようにしている。

捕獲に対しては、農水省の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業で1頭当たり8千円、さらに村からシカ・イノシシには8千円、サルには2万2千円などがリーダーに上乗せ支給される。農家は自分の畑

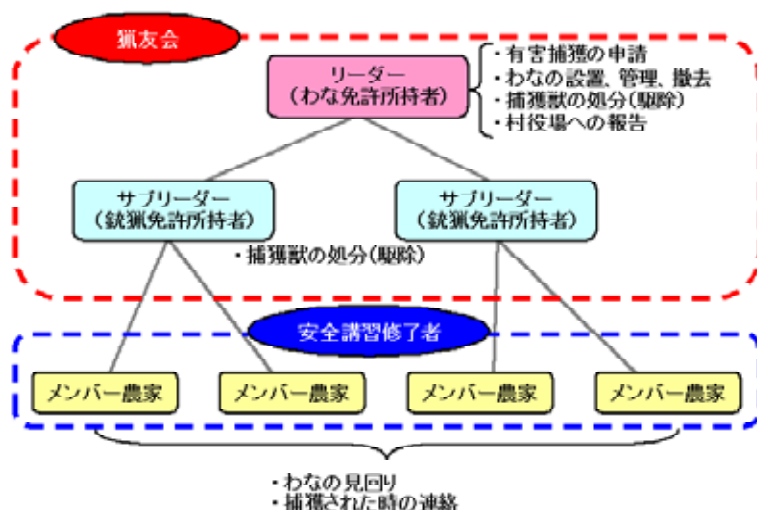


図1 わな特区におけるリーダーを中心とした捕獲体制

を荒らす害獣が捕獲されるため、毎日の見回りに熱心である。

村では毎年、わなを設置したい農家を募集し、地域の状況によりグループを構成する。今年度は58人が申込み、19グループが活動している。なお、捕獲期間は、昨年度から年間を通して活動している。

豊根村のシカの捕獲数は、対策が本格化する以前は年間100頭未満であったが、昨年度は599頭と大幅に増加している。

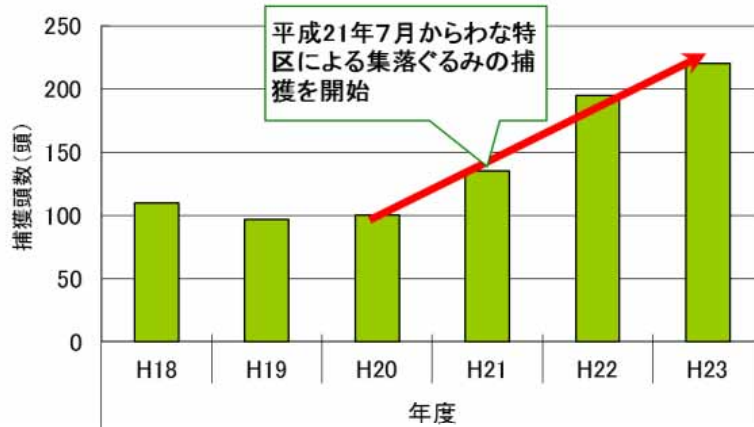


図2 豊根村におけるシカ捕獲頭数の推移

### 3 今後の課題

課題はリーダー、サブリーダーとなる狩猟免許の取得者確保である。村では愛知県猟友会が免許試験の事前で開催する講習会費とテキスト代を半額補助するなど狩猟免許、猟銃所持に対する補助を実施している。また、村が開催するわな従事補助者になるための講習会申込者は累計で58人にまで増加した。

### 4 まとめ

獣害対策は、防御と捕獲を組み合わせつつ地域ぐるみで取り組むことが効果的である。防御では、集落と林野を大きく区分けする大規模侵入防止柵の設置が進んでいる。一方、捕獲は、農業者自らが狩猟免許を所持したり、捕獲補助者として関わりを持ち、農地・農作物を守ることが肝要である。わな特区も全国展開され、本県での取り組みは市町村の判断に委ねられている。現在、県内6市町村が取り組むに至り今後の成果が期待される。